

社会保障 安心

* 次回の社会保障面は2月17日掲載予定です。

自宅での介護サービスを受けながら生活している障害者が、65歳になった途端、負担増や給付カットを求められるケースが相次いでいる。サービスの提供制度が原則として、障害者総合支援法から介護保険に切り替わるためだ。利用者の生活への影響が大きいうえで、自治体によって対応にばらつきがあり、不公平感も抱いている。障害者が自治体を相手に訴訟を起こしたケースもある。両制度の整合性が問われている。

(安田武晴、石原毅人)

「不服」市を提訴

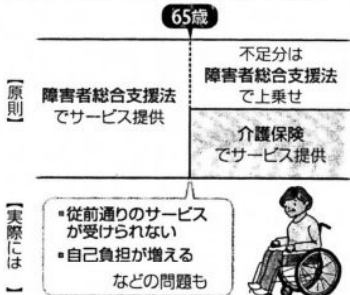
岡山市内で独り暮らしをしている浅田達雄さん(65)は、脳性マヒのため手足に重い障害があり、食事やトイレ、入浴など日常生活全般に介護が欠かせない。障害者総合支援法の障害程度は最重度の区分6だ。

65歳になるまでは、総合支援法の重度訪問介護を利用し、1日平均8時間のヘルパー派遣を受けていた。低所得のため自己負担はなし。65歳以降は、介護保険の訪問介護を利用したうえで、不足分を総合支援法で補充することに。介護時間は以前とほぼ同じだが、介護保険の自己負担分として月1万5000円の支払いが必要になった。「65歳になると、障害者の介護のあり方が変わってしまうのは、納得できない」。浅田さんは昨年9月、市の対応を不服として岡山地裁に提訴した。

愛知県一宮市の男性(66)も同様だ。総合支援法に基づき通院介助を無料で利用していたが、65歳以降、介護保険サービスに切り替わり、1割の自己負担分を支払っている。男性はこれを不服として、近く提訴する方向で準備を進めている。

総合支援法では、両方の制度を使える場合は「介護保険

◆障害者総合支援法と介護保険の関係



65歳以上の障害者

◆「重度訪問介護」と「訪問介護」の違い

	重度訪問介護 (障害者総合支援法)	訪問介護 (介護保険)
サービスの仕組み	生活全般にわたり、介護や援助を切れ目なく提供。不測の事態に対応する「見守り」も	入浴や排せつなどは「身体介護」、調理や洗濯などは「生活援助」に区分。状態に応じ組み合わせる
1回あたりの時間	おおむね3時間以上の長時間利用を想定。24時間介護も可	「20分以上30分未満」など、比較的短時間の時間区分
外出時の介護	通院に限らず、会合への出席などの社会参加でも利用可	原則として通院時
サービス費用の自己負担	実質的な応能負担(利用者の9割が負担なし)	原則1割

介護保険が優先 負担増も

優先」と規定。両市の対応はこのルールに沿ったものだ。日本の社会保障制度では通常、税による福祉制よりも

保険料の支払いが条件となる。だが、両制度は目的も仕組みも異なる点が多い。みも異なる点が多い。介護保険は適用。介護保険だけでは不十分な場合や、介護には十分な障害特有のサービスが必要な場合には、上乗せで総合支援法から給付する。ただし、筋萎縮性側索硬化症(ALS)など加齢と因果関係がある病気で要介護状態になった場合は、40歳から



脳性マヒによる重い障害を持つ浅田さん。「65歳から介護で自己負担が生じた生活が苦しくなった」と訴える(岡山市内の自宅)

介護保険は、高齢になって介護を必要とする場合に備えて支給の仕組みで、サービス費用の原則1割が自己負担。費用は保険料と税金で半分ずつまかなわれ、サービス内容は全国一律の基準だ。

自治体で差

両制度を併用する場合の扱いも自治体で異なり、65歳で介護時間が減るケースもある。東京都江東区の岡森邦夫さん(65)は、加齢による脊髄の病気のため52歳から介護保険を利用し、58歳からは総合支援法の重度訪問介護を上乗せして利用している。65歳になる直前の状態は、介護保険では要介護4、総合支援法の障

◆重度訪問介護の利用者数と総費用額の推移(厚生労働省の資料より)



一方、重厚く上乗せしても介護保険に比べて総合支援法も、居住しているのが実情

1日24時間提供するに

人真真・全国

副理事長

重度訪問介護

は、1長時間の

を受けられる

す例もある。

援法による上乗せが利用できないケースもある。

福岡市のALSの男性(61)は要介護4、障害程度は区分5と認定されたが、介護保険しか利用できない。同市では、ALSのような全身の障害で在宅介護を受ける人については、総合支援法の上乗せサービスを原則として要介護5に限定しているためだ。男性は毎月、介護の不足分を補うため、自費で20万円以上を支払っている。

政府が11年に障害者制度改革の提言を自治体の格差を、都道府県単位で市区町村の財政を提示。また地域生活を継続的に見直しも検討する点から、介護保険の年齢にかかわらずサービスが確実に、制度のつなご対応する自

生活が左右さ

、提言書

重度訪問介護

1人あたり年

000万円か

市区町村に

4分の1の

00万円の負担

るとされ

間

副理事長

重度訪問介護

に引越

が受け入

が過大にな

下を招く恐

る。

自身の旧障害

006年に

て介護保険

ている背景

立命館大

れもある」と

総合支援法の

でも、介

者自立支援法

で暮らし

施行。最近に

の優先適用を

申し立てが相

について、障

教授は「高齢

を受けなが

たいという意欲

増えてきたため

政府が11年に

者制度改革の提言

自治体の格差を

め、都道府県単位

て市区町村の財

る案を提示。また

地域生活を継続的

の見直しも検討

点から、介護保

の年齢にかかわ

サービスが確実

よ、制度のつな

ご対応する自

訪問介護を手

り、65歳以降

替えず、す